

「スーパーシティ」構想について

- **AI及びビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計の動きが、国際的には急速に進展**
 - 白地から未来都市を作り上げるグリーンフィールド型の取り組み（雄安、トロント等）
 - 既存の都市を造り変えようとするブラウンフィールド型の取組（ドバイ、シンガポール等）
- **先行している部分もあるが、世界各国でも、以下のような「まるごと未来都市」は、未だ実現していない**
 - エネルギー、交通などの個別分野にとどまらず生活全般にわたり、
 - 最先端技術の実証を一時的に行うのではなく暮らしに実装し、
 - 技術開発側・供給側の目線ではなく住民目線で未来社会の前倒し実現
- **我が国にも、必要な要素技術は、ほぼ揃っているが、実践する場がない**

カナダ・トロント市の事例

- Google系列会社が行政と連携し、ありとあらゆる場所、ヒト・モノの動きをセンサーで把握し、ビッグデータを活用した都市設計が進行中

○モビリティに関する構想

- ・信号が絶えず人、自転車、車の動きを追跡
- ・公共の自動運転車、用途に応じて変化する道路



○建物・インフラに関する構想

- ・モジュール化されたパーツを組合せ、車を組立てるように建築
- ・共同溝の物流網化や公益サービス用の地下道ネットワーク



※住民の不安による混乱や遅滞も。

中国・杭州市の事例

- アリババ系列会社が行政と連携し、交通違反や渋滞対策にカメラ映像のAI分析を活用。ベンチャーによる無人コンビニも展開中

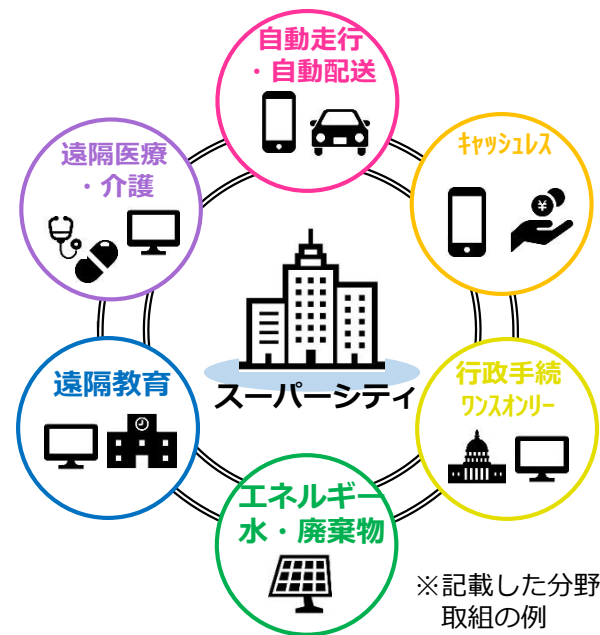
○交通違反や渋滞対策にAI分析を活用

- ・道路ライブカメラ映像をAIが自動で収集し、異常を認めた場合に警察へ自動通報（多い日で500件）
- ・交通状況に応じ信号機の点滅を自動で切り替え、一部地域で自動車走行速度が15%上昇



○無人コンビニの展開

- ・スマホアプリも必要としない顔認証でのキャッシュレス支払いが可能



国家戦略特区制度を活用しつつ
住民と競争力のある事業者が協力し、
世界最先端の日本型スーパーシティを実現 1

スーパーシティに係る新制度（案）の概要

閣議決定 国家戦略特区基本方針（第5条）

※スーパーシティの意義、指定基準等を追加

政令改正 国家戦略特区指定（第2条第1項）

※スーパーシティとする区域を政令指定

総理決定 国家戦略特区区域方針（第6条）

※指定されたスーパーシティ区域の方針を追加

区域計画の案（通称：基本構想）の作成（第8条）

- ・区域の名称
- ・スーパーシティ事業（住民等の共同の福祉又は利便増進を図るデータ連携基盤整備事業を含むものに限る）の内容及び実施予定主体
- ・先端的区域データ活用事業活動に必要と見込まれる特例措置
- ・経済的社会的効果 等

総理認定

データ連携基盤整備事業に係る区域計画（第8条）

- ・国等が保有するデータの提供の「求め」（安全管理基準を満たす者に限る）

■規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置の求め

- ・区域会議は、先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、内閣総理大臣に対し、住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、内閣府令で定めるところにより（住民合意を証する書面、必要に応じ条例による規制改革の案を添付）、新たな規制の特例措置の整備を「求め」ることができるとする。
- ・内閣総理大臣は、当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要請する。規制所管大臣は、特例措置を講ずるか否かについて、特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表するものとする。
- ・特区諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告することができる。

（地方事務の場合）

■条例による特例措置の実現

（国事務の場合）

■新たな規制の特例措置の追加

特区事業の実現

特区法の改正で実現

基本方針の改正で実現

スーパーシティとデータ連携基盤について

スーパーシティは、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」（都市OS）を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市。

